# サプライチェーンリスクマネジメントに係る追加要件

## ・情報セキュリティに関する要件

- a. 本学から預託され又は本業務の過程で受注者が収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しない こと。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。
- b. 個人情報の取り扱いに留意し、本学から預託され又は本業務の過程で受注者が収集・作成する情報に対して、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応、意図せざる変更が加えられない対策など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。
- c. 本業務の実施体制を、業務開始までに本学に説明し、承諾を得ること。また、本学が必要と認めた場合、 資本関係・役員等の情報など受注者に関する情報提供を行うこと。
- d. 受注者は、業務中、業務完了後又は契約終了後の如何に依らず、本学から預託され又は本業務の過程で 受注者が収集・作成する情報について漏洩、滅失、毀損、その他情報セキュリティインシデントが発生し、 又はその発生の恐れがあると認識した場合、速やかに本学に報告するとともに、その指示に基づき適切に 対応すること。
- e. 本業務に係る保護すべき情報は適切な暗号化など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中/ 契約終了後の如何に依らず、一時的に本学から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で 直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するとともに、本学に確認を取ること。 但し、本学が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- f. 受注者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要が生じた場合、対応すること。
- g. 受注者の情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、本学と調整し、適切に対処すること
- h. 受注者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所及び委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績に関する情報を提示すること。
- i. 本業務の一部を別の事業者に再委託する場合、再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように上記 a.~h.の措置の実施を契約等により再委託先に担保させ、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認の上で本学の承認を得ること。
- j. その他、内閣府作成「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」 (平成30年12月10日関係省庁申合せ)に基づき対応を求めることがあるので応じること。

## ・情報管理体制

#### a. 情報管理体制

① 受注者は本業務で知り得た一切の情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、本学に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面である別添 1「情報取扱者名簿」(氏名、勤務地住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)及び別添 2「情報管理体制図」を契約前に提示し、本学担当部門の同意を得ること。(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提示することを要しないが、その場合であっても本学担当部門から求められた場合は速やかに提示すること。)なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

## (確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した一切の情報が、本学が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。但し、本学担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報取扱者名簿又は情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面に変更がある場合は、予め本学担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

# b. 履行完了後の情報の取扱い

本学から提供した資料又は本学が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、本学担当職員の 指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

以上